

那覇市真和志庁舎跡地不動産鑑定評価業務委託に係る
制限付一般競争入札の実施について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条第 1 項、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 5 及び第 167 条の 5 の 2 に基づき、制限付一般競争入札を実施することについて、施行令第 167 条の 6 及び那覇市契約規則（平成 26 年那覇市規則第 59 号）第 4 条第 1 項の規定により、次のように公告する。

那覇市長 知 念 寛



1 入札に付する事項

- (1) 件 名 那覇市真和志庁舎跡地不動産鑑定評価業務委託
- (2) 業務内容 別紙 1 「仕様書」のとおり
- (3) 履行期間 契約締結日から令和 6 年 9 月 30 日まで

2 入札参加資格要件

公告日から開札日までの間、次に掲げる事項のすべてを満たすもの。

- (1) 本市法制契約課の令和 6 年度入札参加資格者名簿に登録があり、予定された入札日及び委託期間が登録の有効期間の範囲内であること。また、1 名以上の不動産鑑定士を有していること。
※ 市ホームページの「令和 5 年度・6 年度 建設工事・委託業務登録業者一覧」でご確認ください。
- (2) 那覇市内に本店、支店又は営業所の所在があること。
- (3) 本件業務を推進するために十分な体制を確保できること。
- (4) 地方自治法施行令第 167 条の 4 に規定する者に該当しないこと。
- (5) 本市において入札参加資格停止の措置を受けていないこと。
- (6) 那覇市暴力団排除条例（平成 24 年那覇市条例第 1 号）第 2 条第 1 号の暴力団又は、同条第 2 号の暴力団員に該当しておらず、又はこれらと関係していないこと。
- (7) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立て、又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立てをしていない者であること。（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てをしている者であっても、当該手続開始の決定後、経営事項審査を受け本市に競争入札参加資格願を再度提出し、審査を経て有資格者として認定され資格者名簿に登録された者で、更生計画認可が決定された者又は再生計画認可の決定が確定

された者を除く。)

(8) 経営状況が著しく不健全であると市長が認める者に該当しない者であること。

(公告日の3か月前から開札日までの間に不渡り等を生じていない者であること。)

3 契約条項を示す場所

(1) 場 所 那覇市ホームページ

(2) 期 間 公告の日から令和6年8月1日(木)まで

4 入札及び開札日時

(1) 日 時 令和6年7月25日(木) 午後2時

(2) 場 所 那覇市泉崎1丁目1番1号

那覇市役所本庁舎7階 701A会議室

※ 入札の際の駐車料金は有料になります。割引券の発行はできませんのでご注意ください。

5 契約に関する事務を担当する課

那覇市総務部管財課 庁舎管理グループ

〒900-8585 沖縄県那覇市泉崎1丁目1番1号 5階

電話：098-862-9904 FAX：098-862-9352

Email：S-KANZAI001@city.naha.lg.jp

6 入札参加資格確認申請書等の提出

(1) 入札参加希望者は、2に掲げる入札参加資格を有することを証明するため、下記により制限付一般競争入札参加資格確認申請書(別紙2)及び関係書類を提出し、入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。当該資格の確認は、資格審査資料提出期限の最終日をもって行う。

なお、期限までに資格審査資料を提出しない者及び入札参加資格がないと認められた者は、入札に参加することができない。

(2) 提出期限 令和6年7月12日(金) 午後5時まで

(3) 提出場所 5に掲げる担当課まで提出すること。

(4) 提出方法 持参により提出すること。

(5) 提出書類 提出書類は、次に掲げる書類とする。

ア 制限付一般競争入札参加資格確認申請書(別紙2)

イ 誓約書(別紙3)

ウ 不動産鑑定士であることを証明する資料

(6) 提出された申請書類は返却しない

7 本件に関する質問及び回答

入札説明会は実施しないため、入札心得を熟読し、入札についての質問のある場合は、質問書(別紙4)を次のとおり提出すること。

- (1) 提出期限 令和6年7月12日(金)午後5時まで
- (2) 提出方法 5に掲げる担当課まで電子メールにより提出すること（質問がない場合は提出不要）。提出する際は、件名を「入札の質問（那覇市真和志庁舎跡地不動産鑑定評価業務委託）」とし、提出後、電話にて提出した旨を連絡すること。
- (3) 回答方法 質問に対する回答は、次のとおり閲覧に供する。
 - ア 期 間 令和6年7月17日(水)から令和6年7月23日(火)
 - イ 閲覧場所 那覇市ホームページ

8 入札参加資格確認の通知

- (1) 入札参加資格の確認結果については、制限付一般競争入札参加資格確認通知書により申請者あて通知する。
- (2) 入札参加資格の取り消し等
 - ア 入札参加資格を有する者が入札参加資格要件を満たさなくなった場合は、当該入札参加資格を取り消し、又はその事実に至ったことが判明した時点において、入札結果を無効とする。
 - イ 入札参加資格を取り消したときは、取り消された者に対して資格認定の取消通知を行う。

9 入札の方法

- (1) 入札書の記載方法
入札書（別紙5）には、自己の見積もった金額の110分の100に相当する金額を記載すること。この金額に100分の10に相当する金額を加算した金額（この金額に1円未満の端数が生じた時は、その端数金額を切り捨てる。）が契約金額となる。
- (2) 入札方法 直接投函
- (3) 必要書類
 - ア 入札書（別紙5）
 - イ 代理人が入札する場合にあつては、委任状（別紙6）
- (4) 入札の際に8(1)に掲げる制限付一般競争入札参加資格確認通知書の写しを持参すること。

10 入札保証金

那覇市契約規則第8条第1項第2号により免除する。ただし、落札者が契約を締結しないときは、損害賠償金として入札金額の100分の5以上の額を那覇市に納付しなければならない。

11 契約保証金に関する事項

那覇市契約規則第30条第9号に基づき免除する。

12 入札の無効に関する事項

次に掲げる事項のいずれかに該当する場合、その者が行った入札は無効とする。

- (1) 入札に参加する資格のない者がした入札
- (2) 委任状を持参しない代理人がした入札
- (3) 入札書が所定の日時までに提出されない入札
- (4) 同一事項について、2通以上の入札書が提出された入札
- (5) 入札者が他の者の代理を兼ね、又は代理人が2人以上の者の代理をしてなした入札
- (6) 連合その他不正行為によってなされたと認められる入札
- (7) 入札書の表記金額を訂正した入札、又は¥マークの記載がない入札
- (8) 入札書に記名押印を欠いた入札
- (9) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭で判読できない入札
- (10) 入札書の日付を欠いた入札、又は入札の年月日と合わない入札
- (11) 鉛筆等容易に消去可能な筆記用具を使用した入札
- (12) 再度入札（2回目・3回目の入札）の前の入札に不参加の者がした入札
- (13) 郵送による入札
- (14) 入札参加申込に届出した住所、商号若しくは代表者名又は届出印と異なる内容が記載又は押印された入札
- (15) その他入札に関する条件に違反した入札

13 落札者の決定の方法

- (1) 落札者は、予定価格の範囲内でかつ最低の価格をもって有効に入札した者とする。
- (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2者以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、くじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

14 再度入札等

- (1) 開札の結果、落札に至らない場合は、直ちに再度の入札を行う。
- (2) 再度の入札の回数は最大2回までとする。
- (3) 12における無効の入札を行った者は、再度の入札に参加することはできない。
- (4) 落札決定後において、当該落札者が無効の入札を行っていたことが判明した場合には、落札決定を取り消すものとする。

15 落札結果の公表

落札者があるときは、落札者名及び金額を、落札者がいないときは、その旨を開札に立会った入札者に公表する。

16 入札の取りやめ等

- (1) 入札に際して当該入札を妨害し、又は不正の行為をする恐れがあるときは、その者の入札を拒み、又は入札場外に退去させる。

- (2) 入札参加者が連合し、又は不穩の行為をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札を延期し、若しくは取りやめることがある。
- (3) 災害その他やむを得ない理由があるときは、入札を中止、又は入札期日を延期することがある。

17 その他

- (1) 落札者は、落札決定の通知を受けた日から7日以内に契約を結ばなければならない。また、その際、積算内訳書も併せて提出する。
- (2) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は日本語及び日本通貨とする。
- (3) 入札参加者は、入札公告及び仕様書等を熟読のうえ、入札に参加すること。
- (4) 入札参加申込書を提出した後に辞退する場合は、入札辞退届（別紙7）を郵送又は持参により提出すること。
- (5) 仕様書及び申請様式等は、市ホームページからダウンロードする。

